

岩手県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、越前堰土地改良区（岩手郡滝沢村）、岩手山麓南部土地改良区（岩手郡滝沢村）及び玉山土地改良区（盛岡市）の合併を認可した。

平成24年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 合併により設立する土地改良区 岩手山麓土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 越前堰土地改良区、岩手山麓南部土地改良区及び玉山土地改良区